

## 相談支援従事者 現任研修 受講（更新）早見表

※相談支援専門員の資格は、初任者研修等を修了した年度の翌年度を初年度として、以降の5年度毎の末日までに現任研修を修了しなければ失効します。

初任者研修等 受講年度	現任研修を受講すべき期間			
	1回目	2回目	3回目	4回目
平成18年度 2006	平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度
平成19年度 2007	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
平成20年度 2008	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
平成21年度 2009	平成22年度～平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
平成22年度 2010	平成23年度～平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
平成23年度 2011	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
平成24年度 2012	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
平成25年度 2013	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
平成26年度 2014	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
平成27年度 2015	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度
平成28年度 2016	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度
平成29年度 2017	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度
平成30年度 2018	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度
令和元年度 2019	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度
令和2年度 2020	令和5年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度	令和18年度～令和22年度
令和3年度 2021	令和6年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度 2022	令和7年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度

## 【 現任研修の受講要件について 】

初任者研修を平成20年度、25年度、30年度に修了した方は、今年度（令和5年度）が現任研修を受講すべき最後の年度となります。  
（※本研修における年度とは、毎年4月1日に始まり、その翌年3月31日までの1年間のことをいいます。）

受講対象者 以下の（１）と（２）の要件を満たす者

- （１）初任者研修修了後、指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者、あるいは従事しようとする者で一定の実務経験（※１）を有する者。
- （２）相談支援従事者初任者研修（５日課程・７日課程）あるいは障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の１日課程（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目）を修了した年度の翌年度を初年度とした５年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修・主任相談支援専門員研修を修了し、本研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする者。

経過措置 旧カリキュラム受講者（※２）の初回受講時については、上記（１）の要件は求めません。

注（※１）一定の実務経験：過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験があること。（初回の現任研修の受講時には必須事項）

（※２）旧カリキュラム受講者：令和２年４月１日前５年間（平成２７年度～令和元年度）において、相談支援従事者現任研修、相談支援従事者初任者研修、主任相談支援専門員研修を修了した者。

[例１] 平成３０年度に初任者研修を修了 ⇒ 初回の現任研修を令和元年～５年度までの間に修了する必要がある。（経過措置を適用）  
⇒ ２回目の現任研修を令和６年～１０年度までの間に修了する必要がある。  
ただし、初回の現任研修を令和元年度に修了していた場合。（経過措置を適用）  
初回の現任研修を令和２年～４年度に修了していた場合。（経過措置は不適用）

[例２] 平成２５年度に初任者研修を修了 ⇒ 初回の現任研修を平成２６年～３０年度までの間に修了している。  
⇒ ２回目の現任研修を令和元年～５年度までの間に修了する必要がある。  
ただし、初回の現任研修を平成２６年度に修了していた場合。（経過措置は不適用）  
初回の現任研修を平成２７年～３０年度に修了していた場合。（経過措置を適用）

[例３] 令和３年度に初任者研修を修了 ⇒ 初回の現任研修を令和６年～８年度までの間に修了する必要がある。（経過措置は不適用）  
⇒ ２回目の現任研修を令和９年～１３年度までの間に修了する必要がある。